移住支援金の交付申請に関する誓約書

　移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は安曇野市から求められた場合には、これに応じます。

２　安曇野市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。

(１) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合

交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(２) 移住支援金の交付申請日から、安曇野市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす

職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合

交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(３) 創業支援金の交付決定を取り消された場合

　交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(４) 移住支援金の交付申請日から、安曇野市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす

職を辞した日までの期間が、３年以上５年以内である場合

　交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

３　交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の

返還を求められたときは、納期日までに補助金を返還します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応

じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付し

た額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に

納付します。

　　　　　年　　月　　日

　（宛先）　安曇野市長

申請者住所

氏名